

## <ポイント>

### 1. 国において示されている施策目標

- 次世代育成支援対策推進法および行動計画策定指針に示された「理念」、「視点」、「内容に関する事項」により、行動計画策定の趣旨・施策目標を把握する。
- 次世代育成支援に関係する近年の議論（『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」平成19年12月27日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」平成19年12月18日等）で示された新しい対策の方向性や課題、推進目標等を把握する。
- 新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日）の趣旨、目標、具体的施策等を把握する。
- 社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～（平成20年7月29日）で示された対策の方向性等を把握する。
- 社会保障国民会議最終報告（平成20年11月4日）で示された少子化対策の方向性等を把握する。
- 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」
- 上記「中期プログラム」の工程表において位置づけられた「新たな制度体系の制度設計の検討」  
→社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告（平成21年2月24日）

### 2. 地域における施策目標の検討

- 前期行動計画策定時点から現在までの、地域の社会環境の変化を統計データ等を用いて把握する。
- 前期行動計画の達成状況や住民の意識に与えた影響等を把握し、前期行動計画の評価を実施する。※後期行動計画における計画評価の考え方をを用いて、可能な範囲で、前期計画についても評価を行う。

### 3. 地域における施策目標検討にあたっての留意点

- 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働
- 庁内推進体制の整備（少子化対策推進本部の設置等）
- 国と地方公共団体間、地域の企業や民間団体等との協働  
など

## <具体的な内容>

### 1. 国において示されている施策目標

#### (1) 次世代育成支援対策推進法

##### **次世代育成支援対策推進法**

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/jisedai-suisinhou.pdf>

##### **第一章 総則**

###### (目的)

**第一条** この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって**次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること**を目的とする。

###### (定義)

**第二条** この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇環境の整備その他の取組をいう。

###### (基本理念)

**第三条** 次世代育成支援対策は、**父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮**して行われなければならない。

…

###### (市町村行動計画)

**第八条** 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、**地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進**その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

###### (都道府県行動計画)

**第九条** 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、**地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進**その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

## 行動計画策定指針

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/koudou-zenbun.html>

### 三. 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項

#### 1. 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点

##### (1) 子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては「**子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう**」配慮することが必要であり、特に「**子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組**」が重要である。

##### (2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、「**豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう**」、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。

##### (3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような「**多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう**」に、利用者の視点に立った「**柔軟かつ総合的な取組**」が必要である。

##### (4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、「**様々な担い手の協働の下に対策を進めていく**」ことが必要である。

##### (5) 仕事と生活の調和実現の視点

「**働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現すること**」は、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされている。こうした取組については、地域においても、国及び地方自治体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要である。

##### (6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、「**子育てと仕事の両立支援**」のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、「**広くすべての子どもと家庭への支援**」という観点から推進することが必要である。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化という状況に十分対応できるよう、社会的擁護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である。

##### (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等

の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした**様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する**ことが必要である。

また、児童福祉法第48条の2及び第48条の3の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等をはじめとする**各種の公共施設の活用を図る**ことも必要である。

#### (7) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、**サービスの質を確保する**ことが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、**人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進める**ことが必要である。

#### (8) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、**各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていく**ことが必要である。

### **行動計画策定指針（概要）**

#### **市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項**

##### 1. 地域における子育ての支援

- 児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実  
居宅における支援 保育所等における預かり支援 相談・交流支援  
子育て支援コーディネート
- 保育計画等に基づく保育所受入れ児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実
- 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の取組の推進
- 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスの推進 等

##### 2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊産婦に対する相談支援の充実など、子どもや母親の健康の確保
- 発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進
- 性に関する健全な意識のかん養や正しい知識の普及など、思春期保健対策の充実
- 小児医療の充実、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、不妊治療対策の推進

##### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進
- 家庭を築き、子どもを生み育てたい男女の希望の実現に資する地域社会の環境整備の推進
- 中・高校生等が子育ての意義や大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を拡充
- 不安定就労若年者（フリーター）等に対する意識啓発や職業訓練などの実施
- 確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- 関係機関が連携した家庭教育に関する総合的な取組、子育て経験者等の「子育てサポーター」の養成・配置など、家庭教育への支援の充実
- 自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実など、地域の教育力の向上
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

#### 4. 子育てを支援する生活環境の整備

- ファミリー向け賃貸住宅の供給支援など、世帯向けの良質な住宅の確保
- 住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設の一体的整備など、良好な居住環境の確保
- 子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備
- 公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
- 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

#### 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進
- 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援の展開

#### 6. 子ども等の安全の確保

- 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車の安全利用の推進
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

#### 7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築、発生予防、早期発見・早期対策等の児童虐待防止対策の充実
- 児童相談所の体制の強化、市町村や関係機関との連携強化、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証、
- 家庭的養護の推進など社会的養護体制の充実
- 母子家庭等の自立支援の推進
- 障害児施策の充実

## (2) 近年の議論

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略（平成19年12月27日少子化社会対策会議決定）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）が相次いで発表されており、国における次世代育成支援の新たな方向性や目標を示している。

### 【参照】

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略について

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st-1.pdf>

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st-2.pdf>

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/charter.pdf>

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/indicator.pdf>

「新待機児童ゼロ作戦」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/02/h0227-1.html>

「社会保障国民会議 [第三分科会（持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和））](#)  
[中間取りまとめ](#)」

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyokokuminkaigi/chukan/siryou\\_5.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyokokuminkaigi/chukan/siryou_5.pdf)

「社会保障国民会議最終報告」

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyokokuminkaigi/saishu/siryou\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyokokuminkaigi/saishu/siryou_1.pdf)

「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2008/0729honbun.pdf>

「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2008/1224tyuuki.pdf>

「社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/02/s0224-9.html>

## 2. 地域における施策目標の検討

### (1) 統計データに基づく社会環境の変化の把握

参考として以下に主な分析項目として考えられる事項を示す。基本的には、前期計画で行った分析との比較を行う。分析の項目や視点等は、それぞれの地域の実情に応じて追加・取捨選択されたい（前期行動計画手引き参照）。

分析項目	主な資料	分析の視点・留意点
ア 少子化の動向		都道府県内の他市町村との比較も含めて、当該自治体の特性の把握に努める。
●人口の推移 ・総人口 ・児童人口、年齢3区分別人口	国勢調査 住民基本台帳	
●出生の動向 ・出生数 ・合計特殊出生率	人口動態統計	※前期分析時点からの変化について留意する点 ・親世代の人口の変化、流出入 ・出生数と合計特殊出生率の関係 ・晩婚・晩産化傾向の変化
●婚姻の動向 ・婚姻・離婚率 ・平均初婚年齢	人口動態統計	
●晩産化、少産化の動向 ・母親の年齢階級別出生率 ・世帯あたり子ども数	人口動態統計 国勢調査	
●人口・児童数の将来予測	人口推計結果	
イ 家族や地域の状況		少子化の背景、子育て支援ニーズの背景として、家族や地域の状況を分析する。他市町村との比較も含めて、当該自治体の特徴の把握に努める。
●世帯の動向 ・世帯数 ・平均世帯人員、世帯構成 ・18歳未満の児童のいる世帯数	国勢調査 住民基本台帳	
●就労状況 ・男女別就業率 ・女性の年齢別就業率 ・就業形態、就業時間等 ・第一子出産前後の継続就業率	国勢調査 就業構造基本調査 出生動向基本調査 ニーズ調査 行政資料	※前期分析時点からの変化について留意する点 ・三世帯同居率の変化 ・女性の就業率・就業形態 ・男性の就業時間
●産業・雇用の状況	事業所・企業	・就業者数の産業別構成比

<ul style="list-style-type: none"> <li>産業別就業者数</li> <li>主要産業、主要な就労の場</li> </ul>	統計調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>非正規労働者比率</li> <li>地域活動組織率の変化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>地勢(サービス等利用への影響)</li> <li>社会的移動の見込み</li> <li>昼夜間人口比率</li> <li>地域活動組織の状況</li> </ul> </li> </ul>	人口動態統計 住民基本台帳 行政資料等	
ウ 子どもの状況と子育ての実態		<p>どのような支援策が必要となるかを検討するための基礎資料とする。</p> <p>※前期分析時点からの変化について留意する点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男性の子育て参加状況</li> <li>子育てに関する相談相手のいない人の割合</li> <li>就労支援制度の活用状況</li> <li>子育ての不安・負担感の変化</li> <li>子ども・子育てをめぐる問題の変化</li> </ul>
●子どもの心身の発育・発達の状況	行政資料 ニーズ調査	
●子どもの年齢別・主要時間帯別の居場所	ニーズ調査	
●子育ての実態 <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の状況 (男性の家事・育児時間等)</li> <li>子育てに関する相談相手等</li> <li>育児休業の取得率、その他就労支援制度の活用状況</li> </ul>	ニーズ調査 行政資料	
●子育てに関する保護者の意識 <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て不安、子育ての負担感</li> <li>子育て支援に関する要望等</li> </ul>	ニーズ調査	
●子ども・子育てをめぐる問題の動向 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待認知件数</li> <li>いじめ、不登校、少年非行等の状況</li> <li>子どもの犯罪・事故等の被害件数</li> </ul>	行政資料	

## (2)人口推計

前期「地域行動計画策定の手引き」の「Ⅱ 人口推計」を参照のこと。

## (3)前期行動計画の評価の実施

後期行動計画の評価方法参照の上、データの取得可能性を踏まえて、可能な範囲で前期行動計画の評価を実施する。

※ 詳細は、後期行動計画の評価方法を参照のこと。



### 3. 地域における施策目標検討にあたっての留意点

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえると、これまで以上に、地方公共団体における児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の関係部局が連携を図るとともに、地方公共団体のみならず、地域における関係機関や企業などの関係者との協働体制の下で、総合的な少子化対策の推進を図ることが必要である。

このため、「総合的な少子化対策の推進について」（内閣府政策統括官（共生社会担当）、総務省大臣官房総括審議官（政策企画担当）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名による平成20年1月22日付け府政共生第47号、総行自第3号、雇児発第0122001号）を発出し、地方公共団体には、「少子化対策推進本部の設置等による庁内推進体制の整備」及び「地域の企業や民間団体等との協働の推進」を図っていただいているところである。

また、次世代育成支援対策推進法第4条では、国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととされており、策定指針においても、「仕事と生活の調和推進会議」や「次世代育成支援対策地域協議会」等を活用し、恒常的な意見交換を行い、連携・協力して地域の実情に応じた次世代育成支援の推進を図ることが必要であるとされている。

後期行動計画の施策目標の検討に際しては、こうした協働体制を構築し、十分に議論することが期待される。